政　令

社会保障制度改革国民会議令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百二十四号

社会保障制度改革国民会議令

内閣は、社会保障制度改革推進法（平成二十四年法律第六十四号）第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（会長の職務の代理）

第一条　社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）の会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第二条　国民会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　国民会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（国民会議の組織の細目）

第三条　この政令に定めるもののほか、国民会議の組織に関し必要な細目は、内閣総理大臣が定める。

（国民会議の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他国民会議の運営に関し必要な事項は、会長が国民会議に諮って定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

社会保障制度改革推進法第十三条の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年九月十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第二百二十五号

社会保障制度改革推進法第十三条の政令で定める日を定める政令

内閣は、社会保障制度改革推進法（平成二十四年法律第六十四号）第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保障制度改革推進法第十三条の政令で定める日は、平成二十五年八月二十一日とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦

告　示

○農林水産省告示第二千百七十五号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十四年九月十二日

農林水産大臣　郡司　彰

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Allium x proliferum (Moench) Schrad. ex Willd.	広島（ひろしま）12号（ごう）	広島県 広島県広島市中区基町10番52号 全国農業協同組合連合会 東京都千代田区大手町一丁目３番１号	第26904号 平成24年４月２日
〃	広島（ひろしま）13号（ごう）	〃	第26905号 平成24年４月２日
Bidens L.	コイゴコロ	大下秀幸 岐阜県高山市下林町1855番地	第27131号 平成24年６月18日
〃	シルクノエル	〃	第27132号 平成24年６月18日
〃	ヒカリ	〃	第27133号 平成24年６月18日
Brassica napus L.	キタノキラメキ	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第27083号 平成24年６月１日
Camellia sinensis (L.) Kuntze	なんめい	〃	第27028号 平成24年５月11日
Campanula L.	PKMm02	GARTNERIET PKM A／S Slettensvej 215, Anderup 5270 Odense N, Denmark	第27086号 平成24年６月４日
〃	PKMm03	〃	第27087号 平成24年６月４日